

平成23年12月28日

国立大学法人東京工業大学

### 訴訟の判決に対する控訴のお知らせ

国立大学法人東京工業大学（以下「本学」）は、平成23年12月19日に東京地方裁判所で言い渡された平成23年（ワ）第20551号入学許可等請求事件（以下「入学許可等請求訴訟」）の判決に対して、昨日控訴しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 控訴を提起した裁判所

東京高等裁判所

##### 2. 控訴に至った経緯

本件入学許可等請求訴訟につきましては、イラン国籍の原告より、本学が原告に対して行った原子炉工学研究所の研究生としての入学不許可の決定の無効などを求めて提訴されていたものです。平成23年12月19日に東京地方裁判所において、不許可の決定を無効であるとする原告の主張を認める判決の言い渡しがありました。

本学としましては、当該判決は、以下の点を含め大学の裁量を大幅に狭めることから承服できないものとして、昨日控訴いたしました。

（1）出願時の書類等からは原告の経歴に不明な点があるなど、安全保障上の懸念が払拭できないという主張が入学不許可とする理由として認められなかったこと

（2）安全保障上の配慮に基づき入学不許可とする場合に、具体的な懸念を裏付けるなどの調査を尽くすよう大学に義務付けているが、これは大学の義務と権限を大きく超えるものであると考えられること